「国債売買基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、平成28年9月20・21日の政策委員会・金融政策決定 会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、下記の諸措置を 講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

- 1. 「国債売買基本要領」 (平成11年3月25日決定) を別紙1のとおり一部改正すること。
- 2. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月11 日決定)を別紙2のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴木·矢野(03-3277-2877)

「国債売買基本要領」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。
 - 5. 売買方式
 - (1)変動利付国債および物価連動国債以外の国債

次のいずれかの方式による。

イ. 利回り入札方式

売買対象先が売買の際に希望する利回りから本行が市場実勢相場等を勘案して国債の銘柄ごとに定める利回り(以下「基準利回り」という。)を差し引いて得た値(以下「売買希望利回較差」という。)を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより売買する方式とする。

ロ. 固定利回り方式

基準利回りに本行が金融市場調節方針を踏まえて売買のつど 国債の銘柄ごとに定める値を加えて得た利回りにより売買する 方式とする。

(2) 略(不変)

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 売買価格

売買価格は、売買先が売買を希望する国債の銘柄ごとに、基準利回りに5. (1) <u>イ.</u>により決定した売買希望利回較差<u>もしくは5. (1) 口.により本行が定めた値</u>を加えて得た利回りに基づいて算出した価格、または基準価格に5. (2) により決定した売買希望価格較差を加えて得た価格とする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。
 - 5. 貸付期間

(1) 金利入札方式の場合

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する1年以内の期間とする。

(2) 固定金利方式の場合

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する10年以内の期間とする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。